

# 「異動願(届)」の記入例

## 退学、辞退、死亡、辞退(短期卒業・修了)

**返還誓約書の機構送付**(学校記入項目。送付済の場合は。返還誓約書を送付していない場合、本願(届)を作成できません。)

以下、該当する異動種別(【退学】【辞退】等)及び異動事由(病気、経済事情等)をで選択。**太枠は必須。**

### 【退学】

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> 【退学】	
奨学生	<input type="checkbox"/> 病気 <input checked="" type="checkbox"/> 一身上 <input type="checkbox"/> 経済事情 <input type="checkbox"/> その他	
学校	退学日/除籍日 20 19 年 9 月 21 日	退学決定日/除籍決定日※ 20 年 月 日
	※退学日/除籍日が遡り、決定日までの通学実態を確認できる場合に記入。 休学から復学せず退学/除籍となり、その日付が遡る場合は、決定日までの休学手続きがとられている場合に記入。 決定日に基づく異動始期で「退学」の入力を行います。	

#### ●退学/除籍の注意点

・異動始期は退学日/除籍日の翌月(月の初日はその月)。上記例の異動始期は2019年10月。2019年9月1日の場合は2019年9月。

・退学日/除籍日に基づく異動始期の前月以前の振込みが保留されている場合は、「停止」(事由:異動処理都合)を入力後、「退学」の入力を行う。

(例) 3月31日付退学だが1月分より保留中

- ⇒ × 1月を異動始期とする「退学」
- 1月を異動始期とする「停止」(事由:異動処理都合)を入力後、4月を異動始期とする「退学」を入力。

・退学日/除籍日が遡り、決定日までの通学実態を確認できる場合は、必ず「退学決定日/除籍決定日」欄も記入。退学決定日/除籍決定日の翌月(月の初日はその月)を異動始期とする「退学」の入力が可能。「停止」中の場合も決定日までの通学実態を確認できる場合は同様の取扱いが可能。

・休学により「休止」となっている奨学生の退学日/除籍日が遡る場合は、決定日までの休学の手続きがとられているときに限り、前項と同様の取扱いが可能。

### 【死亡】

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> 【死亡】	
学校	<input checked="" type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> その他	死亡日 20 19 年 9 月 2 日

#### ●死亡の注意点

・異動始期は死亡日の翌月(月の初日はその月)。上記例の異動始期は2019年10月。2019年9月1日の場合は2019年9月。

・組戻しが間に合う場合は、本来の異動始期の前月以前を異動始期とすることも可能。上記例の場合、2019年9月を異動始期とすることも可能。

### 【辞退】

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> 【辞退】(奨学生の自署・押印が必要)	
奨学生	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 他奨学生採用 <input checked="" type="checkbox"/> 経済事情 <input type="checkbox"/> 一身上 <input type="checkbox"/> その他	最終受領希望年月 20 19 年 9 月 分迄
学校		卒業期※ 20 23 年 3 月 (見込)
	※学籍確認のため卒業期の記入は必須。 すでに退学/除籍が決定しているが退学日/除籍日に基づく異動始期の前月以前の振込みが保留されており、最終振込年月までで辞退する場合は、左欄「退学日/除籍日」を記入。	

#### ●辞退の注意点

・奨学生本人の自署・押印が必要。  
・奨学生本人による「最終受領希望年月」欄の記入が必要。  
・学校による「卒業期」欄の記入が必要。

・異動始期は最終受領希望年月の翌月。上記例の異動始期は2019年10月。

・「休止」又は「停止」中の「辞退」の異動始期は、「辞退」の入力を行う月の翌月。ただし、「休止」又は「停止」の期間が2年(大学院で留学を事由とする「休止」は3年)を超える場合の「辞退」については、2年(大学院で留学を事由とする「休止」は3年)を超えた月が異動始期となるため、そのようにできない場合は入力せず「異動願(届)」を送付する。

(例1) 2017年10月から「休止」で、2019年5月にスカラACから「辞退」入力。

⇒異動始期2019年6月

(例2) 2017年10月から「休止」で、2019年11月にスカラACから「辞退」入力。

⇒異動始期2019年10月とすべきだが自動的に2019年12月になるため、入力せず「異動願(届)」を送付(大学院で留学を事由とする「休止」の場合を除く。)

・辞退後、卒業期までの返還期限猶予を希望する場合は、スカラPSによる在学猶予願又は在学届を提出。提出がないと在学中であっても返還が開始される。

### 【辞退(短縮卒業・修了)】

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> 【辞退(短縮卒業・修了)】	
学校	短卒・修了	卒業日/修了日 20 20 年 3 月 25 日

#### ●辞退(短縮卒業・修了)の注意点

・異動始期は卒業日/修了日の翌月(月の初日はその月)。□  
上記例の異動始期は2020年4月。2020年3月1日の場合は2020年3月。

・短縮卒業・修了の場合は「異動願(届)」の送付が必要。